

第9回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会

会 議 録

平成15年3月26日開催

第9回 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

- ・日 時 平成15年3月26日(水)午後1時30分から午後3時34分
- ・場 所 網野町 アミティ丹後 多目的ホール
- ・出席委員 (43人)
 - 1号委員 濱岡六右衛門会長、吉岡光義副会長、増田桂一委員、吉岡秀男委員、中江宏樹委員、有田光亨委員、上田博之委員、本城克一委員、大下道之委員、行待実委員、辻征一郎委員
 - 2号委員 平井涉委員、石河良一郎委員、田茂井誠司郎委員、瀬川善磨委員、木本勇委員、清水勇委員、植垣齋紀委員、川村嘉徳委員、末次祥孝委員、平井芳一委員、田中一委員、森行雄委員、三崎政直委員、奥野重治委員、浅田武夫委員、吉岡敏至委員、小谷毅委員
 - 3号委員 太田俊輝委員、中山力委員、養父秀是委員、石河武委員、荒田ケイ委員、阿部智子委員、梅田和男委員、下田喜六委員、佐々木正二郎委員、戸石育代委員、植野眞知子委員、奥田圭介委員、美王恵次郎委員、川瀬明美委員、加瀬康夫委員
- ・欠席委員 (7人)
 - 梅田耕之助委員、田中正明委員、櫛田恵里子委員、沖田康彦委員、梅田直一委員、行待佳平委員、中井幹晴委員

・次 第

1 開会宣言

2 議 事

(1) 議決事項

- ・議案第1号 平成15年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会予算について

<追加提案>

- ・議案第1号 平成14年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会補正予算(第1号)について

(2) 協議事項

- ・協議第1号 「19-2 情報公開の取扱い」
- ・協議第2号 「19-7 防災関係の取扱い」
- ・協議第3号 「21-4 選挙事務の取扱い(その2)」
- ・協議第4号 「8 地方税の取扱いに関する事(その1)」
- ・協議第5号 「19-10 納税関係の取扱い」
- ・協議第6号 「19-4 人権啓発の取扱い」
- ・協議第7号 「19-13 環境事務の取扱い」
- ・協議第8号 「19-20 学校教育の取扱い」
- ・協議第9号 「19-21 学校給食の取扱い」
- ・協議第10号 「19-28 農林水産事業の取扱い」
- ・協議第11号 「19-29 商工観光事業の取扱い」

(3) その他

- ・第8回合併協議会の会議録について

- ・第10回協議会の日程及び議題(案)について

日 程

(日 時)平成15年4月18日(金)午後1時30分から

(場 所)丹後町中央公民館

議 題(案)

- ・主な協議事項
- ・その他

3 閉 会

傍聴者2人

濱岡会長

それでは定刻になりましたので、只今から、第9回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を開催いたします。何かとお忙しい中ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。それではどうかよろしくお願い致します。

濱岡会長

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の会議につきましては、協議会委員 50 名中 43 名の御出席を頂いておりまして、協議会規約第 10 条第 1 項の規定により「在任委員の過半数」を超えておりますので、本日の会議が成立していることを御報告させていただきます。

濱岡会長

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日は、多くの協議項目をお願いしておりますので、最初に協議事項から、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

「協議第 1 号 「項目番号 19 の 2」 情報公開の取扱い」について、を議題としたいと存じます。所管の総務・企画・議会小委員会の瀬川委員長から報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

総務・企画・議会小委員会の委員長の瀬川でございます。「協議第 1 号 情報公開の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 7 月 15 日の第 4 回小委員会で協議の上、確認されたものであります。情報公開の項目につきましては、「情報公開制度」と「個人情報保護」の分類になりますが、まず、「情報公開制度」の項目につきましては、町民の方々の知る権利を保障し、行政への参加を促進し、町民との信頼を深め、公正で開かれた町政を行っていくため、各町で情報公開条例を設置されてきておりますが、現在、1 町のみ未制定の状況であります。このため、「一元化に調整の上、新市において条例を制定する」という調整案であります。

次に、「個人情報保護」の項目であります。まず、電子計算機等で処理する個人情報を保護する条例が、現在、1 町のみ未制定であります。また、一般の個人情報を保護する条例は、6 町とも未制定であります。従いまして、電子計算機のみではない個人情報を含めた条例を制定する必要があるため、それぞれ、「新市において、個人情報保護条例を制定する」という調整案であります。いずれにいたしましても、住民の方々にとって、大変重要な項目の 1 つであり、いろいろと意見交換、協議をいたしました。最終的に、それぞれの調整案について、確認したものであります。この調整案を受けまして、新市の建設計画の素案に、この趣旨を盛り込んでいただいております。まず、「基本理念」の中で、「市民の自律した取り組みを支える行政は、透明性を確保」することをうた

うとともに、「基本方針」では、「行政情報の公開を推進」するとしております。そして、具体的には、「主要施策」で、「情報公開条例及び個人情報保護条例」の制定を行うこととしております。以上で簡単ではありますが、本日の協議第1号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第1号につきまして、御意見がございましたら、お願いを致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第1号 情報公開の取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

はいありがとうございました。それでは、協議第1号につきましては、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第2号 項目番号の「19の7」防災関係の取扱い」について、を議題とし、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第2号 防災関係の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年7月15日の第4回小委員会と先週3月19日の第15回の小委員会で協議の上、確認されたものであります。防災関係につきましては、前回の協議会で確認された「消防団の取扱い」と同様、住民の方々にとっては、安全・安心な生活を送るために不可欠で、大変重要な項目であります。このため、各町の現状を踏まえて、意見交換を行いました。調整案のとおり確認いたしました。

主だった点について、御説明申し上げます。1の「自主防災組織等の結成」についてですが、自主防災組織は、現在各町にあります。組織率や活動内容に差がありますので、調整結果としましては、「自主防災組織については、全域にわたって、組織できるよう組織率を上げ、現行のまま新市に継承する」とし、現在1町のみにある婦人消防クラブや2町のみにある子供消防クラブについては、それぞれ、「現行のまま、新市に継承する」と確認いたしました。

次に、2の「地域防災計画の策定」は、「新市に移行するまでに各町の防災計

画を基本にして、一元化調整を行い、新市において速やかに策定する。」とし、災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準については、新市において、すみやかに策定する」と確認いたしました。

次に、3の「相互応援協定」は、現在、広域のものとして、「京都府広域消防相互応援協定」を各町が、また、6町間の相互応援協定、隣接している兵庫県の市町とのものがありますが、「京都府広域」のものについては、「一元化の上、新市において協定を締結すること」とし、6町間のものについては、1つの市になりますので「廃止」する。なお、隣接市町とのものにつきましては、「新市において、すみやかに調整する」と確認しました。また、郵便局との相互協力に関する覚書を締結している町が2町ありますので、これにつきましても、「新市において、すみやかに調整すること」を確認しました。

次に、4の「広域避難場所の指定」であります、「広域避難場所の施設及び収容人員につきましては、現行のまま継承することを基本に、新市において策定する地域防災計画で定める」と確認いたしました。

飛びまして、9の「防災行政無線」であります、「新市移行後、未整備の大宮町・弥栄町・久美浜町域を対象に、防災行政無線の整備をすみやかに行う。なお、既存施設の平準化のため、個別受信機、屋外スピーカーの増設を併せて行い、全ての市民が同レベルのサービスを受けることができるよう整備を図る」と確認いたしました。また、「災害発生時の通報手段」につきましては、「新市庁舎又は消防本部が一括して取り扱い、防災行政無線が市域全域をエリアとして整備されますまでは、現行の通信手段により行う」と確認いたしました。

最後に10の「防火防災施設整備」についてであります、住民の方々が安心・安全な暮らしをしていく上で欠かすことのできないものであります。従いまして、「防火水槽等防火防災施設、消火栓及び消火栓器具の新設等について、新市においては、その全額を市が負担し整備する」と確認したところでございます。

以上で簡単ではありますが、本日の協議第2号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第2号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

それでは、ないようでございますので「協議第2号 防災関係の取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第2号につきましては、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第3号 項目番号の「21の4」選挙事務の取扱い(その2)」について、を議題といたします。最初に、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第3号 選挙事務の取扱い(その2)」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。「選挙事務の取扱い」のうち、「議会議員の選挙区」につきましては、昨年9月25日の合併協議会において、議会議員の定数と併せて、「全市域で1選挙区とする」ことを確認していただきましたが、本日は、これ以外の項目について、提案しているものであります。

この項目につきましては、2月20日の第14回小委員会で提案され、同日と先週の3月19日の第15回小委員会で協議の上、確認されたものであります。

まず、1の「一般選挙の区域」のうち、「投票区」、いわゆる投票所の取扱いであります。新市発足後50日以内に、新市長、市議会議員選挙が行われます。従いまして、混乱することを避ける意味もあり、「現行のまま新市へ移行し、新市移行後、投票区の見直しについて検討する」とし、また、「新市における不在者投票は、6町の各役場を不在者投票所とし、指定投票区、指定在外投票区は、市役所本庁の所在する投票区とする」ことを確認いたしました。

また、「開票区」いわゆる「開票所」につきましては、「公職選挙法に基づき市の区域とし、市役所または、市役所に近く、開票所とするに可能な施設を開票所として指定する。なお、農業委員選挙の開票区についても、法に基づいて選挙区の区域を開票区とする。」ことを確認いたしました。

次に、2の「公営による選挙運動」であります。新市においては、「選挙運動用自動車の公費負担」及び「ポスター作成の公費負担」につきましては、府内の京都市を含め、全ての市が同一の取扱いをしていることを考慮し、「新市において条例を制定し実施する」とし、「ポスター掲示場」については、「義務制及び任意制のポスター掲示場の設置については、法に基づく減数調整を行い、設置する。なお、農業委員会委員選挙等については、公選法が準用されていないので設置しない。」ということで、確認いたしました。

また、「公営施設使用の個人演説会等」につきましては、「現在指定している施設を、新市の指定施設とする。」とし、「任意制選挙公報の発行」につきましては、「新市において、市議会議員及び市長の選挙毎に1回発行する」ことを確認いたしました。

いずれにいたしましても、住民の代表を選ぶ、大変重要な項目であり、いろいろと意見交換・協議をいたしましたが、最終的に、それぞれの調整案について、確認したものであります。

以上で簡単ではありますが、本日の協議第3号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第3号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第3号 選挙事務の取扱い(その2)」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第3号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第4号 「項目番号の8」地方税の取扱いに関すること(その1)」について、を議題とし、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第4号 地方税の取扱いに関すること(その1)」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。「地方税の取扱いに関すること(その1)」につきましては、本年1月15日の第12回小委員会で提案され、同日と2月5日の第13回の小委員会で協議の上、確認されたものであります。

地方税につきましては、大半が、法律に基づき取り扱われるものであります。自治体で調整を要する部分もあり、新市としての骨格をなすものであるとともに、住民の方々にとりましても身近なものであるため、慎重に審議を行いました。小委員会では、特に、「住民税」の「法人税割」が近隣の市では、14.7%であるが、調整案が、何故13.5%であるか、また、現在町独自で軽減措置のある償却資産や軽自動車税の取扱いについての考え方、また、個人住民税の均等割額が現行の2,000円から、市となり2,500円になることに伴う増収額等について質問が出され、協議を深めました。最終的に、調整案のとおり確認をしたものでございます。

項目が多数であり、時間の関係もありますので、要点を説明いたしますと、基本的には、地方税法等に基づき、各町とも同様の事務を行っておりますので、「現行のまま、新市へ継承する」としてありますが、取扱いに差がある部分等について、説明をいたします。

まず、分類1の「固定資産税」について、「5番の納期」については「網野町

の例により一元化に調整の上、新市に移行する」と確認致しました。また、「6番の課税免除及び不均一課税」につきましても、基本的には特別法の定めによって、現行のまま新市へ継承するとしておりますが、現在同一の措置をとっているが、その方法に違いのある「国鉄再建法関係の取扱い」につきましても同一の方法に整理するため、規程を新たに設け新市へ移行する」といたしました。

次に、分類の2の「住民税」についてであります。2の個人均等割額につきましても、市となることにより地方税のとおり年額2,500円となります。また、納期につきましても固定資産税と同様、網野町の例により一元化に調整することとしております。

7の法人の均等割額につきましても、現在4町が標準税率で2町が制限税率ですが、府内の全ての市及び府内町村4分の3程度が制限税率としている状況や近隣市町の状況を参考にし「制限税率に一元化」することとし、「8番の法人税割」につきましても、制限税率とするものの、この地域のこれまでの状況や景気動向等を配慮し、上限の「14.7%」でなく、「峰山町の例による13.5%の制限税率に一元化する」とこといたしました。

10番の減免規定につきましても、各町とも、ほぼ同様な内容で行っているものであります。最も税法の規定にそった文言整理を行うため、「丹後町の例により一元化」することいたしました。

次に、分類3の「軽自動車税」についてであります。3番の納期については、各町若干の差がありますので「4月1日から同月30日」とし、「4番」の「減免規定」については、各町ほぼ同様でございますが、「峰山町の例により一元化」することとし、「5番の標識番号」、いわゆるナンバープレートにつきましても、「網野町の例により一元化することとしましたが、新しいナンバープレートは、新市発足後の新規分から交付することとし、現在使用しているものは新市移行後も、そのまま使用する」とこといたしました。

分類4の「たばこ税」につきましても、各町同様でございますので、「現行のまま新市へ継承」としております。

分類6の「入湯税」につきましても、現在、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の4町が、税条例に規定しておりますが、「2番」の税率について、現在、町によって差がありますので、税法に準拠した「150円に一元化の上調整」することとし、「4番の課税免除」につきましても、公共性を考慮した内容の「丹後町の例により一元化」することとし、確認したところでございます。

次に、分類7の「鉱産税」と分類8の「特別土地保有税」につきましても、「現行のまま新市へ継承する」としております。

以上、簡単ではありますが、本日の協議第5号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第4号につきまして、御意見がございましたら、お願いを致します。どうぞ。

丹後町 佐々木正二郎委員

番号でいきますと、20番と21番。住民税の法人均等割と法人税割についてですが、今委員会からの一定の説明がありました。何故制限税率を使うのか、適用するのかということがもう少し説明が頂きたい。今のままでは少し納得がいかない部分があります。といいますのは現在6町のうち私も資料で調べますと、制限税率を使っておりますところが久美浜町と峰山町の2町。あとの4町は標準税率でいっておると思います。調整結果を見ますと、峰山町及び久美浜町の例により、これは均等割の欄ですか、「制限税率に一元化の上新市に移行する」とあります。例えば均等割を制限税率で適用して、現在の案でいきますと、つまり13.5%、これが法人税割ですが、しかも均等割だけ適用しても差が60万程あるのではないかと思います。ということは、かなり金額が上がる。しかも新しい市になっていきなり60万円という金額はかなり増税感、そういった感じがするのではないかと思います。それが1点。

それから、法人税割につきましても制限税率を使うと、近隣の市あたりでいきますと、もう少し高いようですが、それを折衷案といいますか、中を採って13.5%に落ち着いておるようですが、それを見ましても標準税率との差は1.2%。これも増税になるかと思えます。もう少し具体的に何故、新市に移行する場合に、標準税率でなしに制限税率を使わなければならなかったかという経緯をご説明いただきたいと思えます。以上です。

濱岡会長

はい、それでは。

東税務部会長

税務部会長を担当しております丹後町税務課長の東と申します。今、佐々木委員さんから御指摘があった、20番、21番の法人町民税についての件で、答弁させて頂きたいと思えます。今言われましたように制限税率になりますと、まず均等割からいきますと、1.2倍が制限税率でございます。先程佐々木委員さんの方から、60万円云々という話があったわけですが、60万というのがちょっとどういうことを指すのか分かりませんが、例えば1号法人から9号法人までありまして、1号法人について言えば、標準税率が300万ですから、当然制限税率は1.2倍ですから差は60万になるということは確かにあるんですが、均等割にしましても法人税割にしましても、税務部会なり小委員会で一番議論させて頂きましたのは、やはり合併しても一定の税收、財源確保は必要だということが一つ、一番中心的な考え方があります。

2つ目には、そういう財源、税收確保があるわけですが、特に今不況の真っ只中でございます。激変緩和も含めまして、出来るだけ法人の皆様方に極端な増税にならないようにという観点から、この2つを参考にして調整させて頂きました。参考までに言いますと、平成13年度の実績しか、現在14年度中ですのでありませんが、平成13年度実績を採用しますと、標準税率の場合には、約950万程の減収になります。制限税率の場合には、1,280万強位の増ということにはなるんですが、標準税率を採用しますと、やはりこの950万ということはおそらく大変なことだというのが1つありました。2つ目の問題で、何故そうな

ら法人税割の方は制限税率である最高の 14.7%を使わないのか。何故 13,5%と真ん中を採ったのかということが質問にあったわけですが、この点も 13 年度の実績からいたしますと、12.3%の標準税率を使った場合は、約 1,700 万程の減収になります。ということで真ん中の 13.5%の場合につきましては 550 万円ぐらいの増収になるということがありましたので、冒頭申しましたように、14,7%の制限税率を使いたいというものの、京都とりわけ丹後地方は不況が厳しいという形で、真ん中の 13,5%を採用させてもらいました。以上で答弁になったかどうかわかりませんが、とりあえず報告をさせていただきます。

丹後町 佐々木正二郎委員

その税収を確保のみで、制限税率を適用したという、多分そんなことだけで制限税率を適用したということにはならないと思うんですが、そんなふうに聞こえました。もう少しこういうことだから制限税率を適用したのだという、ある程度明確な説明があって然りかなという気がしました。これは私が受けた意見ですので特に意見は求めません。それで、さっき数字で説明していただきましたが、そうなら例えば標準税率を適応した場合と制限税率を適応した場合、実際増収としてはいくらの金額が新市になった場合見込まれるのか、その金額を教えてください。

東税務部会長

それでは引き続き答弁をさせていただきたいと思います。まず、財源確保云々という説明から入ったわけですが、冒頭、委員長の経過報告なり提案がありましたように、京都の場合でも、市が 10 から 11 あるわけですが、全ての市で今いわゆる制限税率を採用しており、町村を含めても 4 分の 3 の自治体が制限税率を採用しております。

そういう面でいえば府下全域の流れは制限税率が大体中心であります。ですから標準税率は、この丹後 6 町を中心に非常に少ないということ。まして合併すれば 65,000 人ぐらいになります。市になるということもありましたので、均等割であれ法人税割であれ、原則は制限税率を採用させてほしいというのが 1 番の理由です。

その中で 2 番目に申しましたように、激変緩和を出来るだけ避ける等とのことも併せまして、そういう形で制限税率、特に法人税割については真ん中を採らせてもらったということです。なお、最後の質問にありましたが、法人税割を 13.5%それから均等割を制限税率にやった場合ですが、13 年度実績との関係でいえば、合併に伴って均等割が、3 つが 1 つ、6 つが 1 つになる等とのことも作用しまして、約 500 万円ぐらいの減収になるというのが実際でございます。ということで、答弁に代えさせてほしいと思います。

丹後町 佐々木正二郎委員

今説明があったんですが、減収になるということですか。制限税率を適用したら、税を確保するために上げたと言ったのではないですか。トータルして、やっぱり増収を目指しておるわけですから、標準税率を適用しなくて、標準税

率でなしに制限税率でいくというわけですから、それによってその差は当然あると思うわけですが、私が聞いておる範囲では500万円以上増収になるだろうと。これは見込みだと思うんですが、現実にそうなのかどうかということを探ねているわけです。以上です。

峰山町 増田町長

簡単に言いますと、今制限税率の町もあるんです。それを全部標準税率にしたら、市になったら減少になる。2町の方が下がるので、その分は全部を標準税率にすると減収になる。2町分の減収が出てくる。それから、今のこの制限税率にもっていくと4町分は上がると。

丹後町 佐々木正二郎委員

結果的に増収でなしに、減収になるんですか。

東税務部会長

そうでしたら、少し正確さを期してみますと、法人税割を13.5%という現在の調整によりますと、540万程の黒字になる。黒字というか増収になるということです。逆に申しますと、6町が全て標準税率の12.3%を使った場合は、約1,700万円程の赤字になるということでございます。それから同じことで、均等割について申しますと、制限税率を採用した場合、1,300万円程の増収になり、制限税率を採用せず6町が標準税率でいった場合は約950万の減収になるということです。佐々木委員さんよろしいでしょうか。

濱岡会長

他にございませんか。

丹後町 佐々木正二郎委員

もう1つですが、考えてみますと、観光振興ということからも、網野町の浜詰あたりでも国際観光ホテルの指定旅館等がかなりあるのではないかと思います。新しい市に移行した場合、丹後町の例によって、網野町でもそういったホテル整備法に基づく軽減措置が適用されるのかどうかお尋ねしたいと思います。

東税務部会長

それではお答えをいたします。簡単に言いますと、網野町では、国際観光ホテルの関係につきましては、条例の中で整備され、丹後町の場合は、条例でなしに別の規程を設けておるということでございます。

それで、合併に際しまして、これにつきましては減免というよりも、やはり課税免除規定というのがふさわしいということもありましたので、そういう面でいえば、今具体的に質問がありました網野町の浜詰も含めまして、現在同じような扱いが当然新市になってもされる。ただそれが条例でなしに、丹後町の例というのは規程によって実施したいということでございます。

濱岡会長

よろしいですか。他にございませんか。それでは、「協議第4号 地方税の取扱いに関すること(その1)」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

それでは、協議第4号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第5号 項目番号の「19の10 納税関係の取扱い」について、を議題とし、所管の総務・企画・議会小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 瀬川委員長

「協議第5号 納税関係の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。この協議項目につきましては、先程の「地方税の取扱いに関すること(その1)」と併せて、本年1月15日の第12回小委員会で提案され同日と2月5日の第13回の小委員会で協議の上、確認されたものであります。

「納税関係」いわゆる税の徴収・収納事務であります。各町それぞれ取扱いが異なっておりますので、協議の結果、次のとおり確認いたしました。

まず、「徴収・収納方法」であります。集合徴収をしていない町が現在1町ありますが、5町に合わせる方向で、「集合徴収を行うよう一元化することとし、期別は10期、但し、軽自動車税のみは、集合徴収を行わず1期の徴収とする」といたしました。

次に、「督促」についてであります。これにつきましても、各町の取扱いに差がありますので、「一元化に調整することとし、督促状1通につき、100円の手数料とする」ことを確認いたしました。

最後に、「納期前納報奨金」についてであります。この項目につきましては、委員会でいろいろと質問、意見等が出されました。調整案は、「一元化に統一の上、新市へ移行する。交付率は100分の0.25とする」というものであります。現在各町で対象税目の取扱いとともに、税率に差があります。

最も低いところは、100分の0.05で、他は、0.3~0.6であります。大半の町にとって減少することとなる案に対して、議論が集中いたしました。税収の早期確保、納税意欲の向上等の制度の趣旨で設けられたものであります。現在の低金利時代で預金金利とのバランスや、京都府内の自治体で、廃止あるいは縮小に向けて議論をしている自治体が半数近い状況にあることを参考にする中で、協議の結果、調整案どおりで確認をしたものであります。

以上で、簡単ではありますが、本日の協議第5号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第5号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第5号 納税関係の取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第5号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第6号 項目番号の「19の4」人権啓発の取扱い」について、を議題といたします。最初に、所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 木本委員長

住民・福祉・教育小委員会の委員長の木本でございます。「協議6号 人権啓発の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年11月7日の第8回小委員会で協議の上、確認されたものであります。

人権啓発の項目につきましては、「人権啓発事業」、そして「行政相談事業」、「保護司」の3つの分類であります。

まず最初に、「人権啓発事業」につきましては、各町とも法律等に基づきまして、概ね同様の事業を行っているところでありまして、「啓発推進組織」としましては、各町組織を作っておられますが、例えば峰山町の場合でしたら、人権を守る会ということで各種団体が入る中でこういった組織を作られております。これにつきましては、「新市移行後に、又新しい組織を設置し、引き続き、人権啓発事業を実施する。」とするものでございます。

「人権啓発事業」につきましては、「現在行っている事業を基本としまして、新市に移行する」ということでございまして、これも各町とも、人権講演会或いは広報の広報誌を発行する等を行っております。

また「人権擁護委員」につきましては、現在各町3名から5名設置をされておりますが、これは「法に基づいて、処理をする」ということでございまして、「人権特設相談の開設状況」につきましては、「現在行っている事業を基本とし

で新市に移行する」ということで確認をいたしました。

次に、「行政相談事業」であります。これは国、府の仕事とか或いはNTT等の特殊法人等の仕事に関する幅の広い相談事業だと思っておりますが、これも法令等に基づきまして、各町は同一の事業を行っておりますので、「行政相談事業」につきましては、「現行のまま新市へ移行する」とし、「行政相談委員数」につきましては、「行政相談委員法により、総務大臣が委嘱することと規定されているために、新市において調整する」ということで確認をいたしました。

次に、「保護司」について、でございますが、これも各町で法令に基づきまして、同一の事業を行っております。犯罪をした者の改善及び更生を助けたり、又犯罪予防を図るために啓発的な宣伝活動を行うというような事業だと思っておりますが、「この保護司の業務」につきましては、「現行のまま新市に移行する」とこととしまして、「保護司の人数」につきましては、これも現在4名～7名ということでございますが、これも法務大臣が、人口或いは犯罪の状況等を勘案して定めるものでありますので、この保護司の人数につきましては「新市移行により、新しい保護区として設定されるので、新市に移行後に調整する」ということで確認をいたしました。

いずれの項目につきましても、法律等に基づきまして、実施されている事業でありまして、それぞれの調整案について、確認したものでございます。

以上簡単ではありますが、本日の協議第6号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第6号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第6号 人権啓発の取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

はいありがとうございました。それでは、協議第6号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第7号 項目番号の「19の13」環境事務の取扱い」について、を議題といたします。所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 木本委員長

「協議7号 環境事務の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告

させていただきます。本項目につきましては、昨年 8 月 7 日の第 5 回、そして 11 月 7 日の第 8 回、本年の 2 月 20 日の第 12 回小委員会と 3 回に分けての協議の上、それぞれ確認をされたものであります。主だったものを説明させて頂きたいと思っております。

1 番の「生活処理排水計画」につきましては、これは現在各町で定められているものを 1 つにする必要がありますので、「新市移行後に、新市としての計画を策定する」ものと致しております。2 番の「不法投棄対策」及び 3 番及び 4 番の「墓地管理」については、「現行のまま、新市に引き継ぐ」ことといたしております。それから 5 番～9 番の動物の管理ですが、5 番の公道上の動物の死体の処理につきましては、1 町のみは業者委託でありまして他 5 町は町で回収して処理ということでございますが、一元化に調整のうえ調整をするということでございますし、9 番につきましては記載のとおりでございます。

10 番～13 番の「防疫業務」であります。防疫薬剤の購入補助、或いは 11 番の下水路の泥上げの経費負担、12 番の煙霧消毒機貸出等につきましては、下水道が整備されることにもよりまして、「生活環境の向上、或いは薬剤散布による環境等への影響、住民要望の減少等の現実がありますので、それを踏まえて総合的に判断して、実施の見直しも含めて検討したうえで新市に移行する。」ことといたしました。

次の 14 番からの「火葬業務」につきましては、「現在 6 町内にある施設が新市に移行し対応することとしていますが、施設の老朽化が著しいので、新市に移行後に新施設の整備に着手する方向で調整する」ことといたしました。その内 17 番の「使用料」につきましては、現行の取扱いに差がありますので、調整結果案に記載のとおりとすることといたしました。次に、21 番の「し尿処理」であります。「現在の施設を新市に移行し対応する」こととしますが、老朽化が進行している施設がありますので、焼却炉につきましては、ダイオキシンの規制強化に適合するためには、多額の改修費等が必要となるために、施設整備については、「今後の処理見込量等を精査して、広域的な処理方法も視野に入れて検討する」必要があるということといたしました。また 23 番の「収集方法」につきましては、「現在許可業者により収集を行っている地域は、委託業者による収集に変更し、直営又は委託業者による収集地域は、現行のまま新市に移行する。」ということといたしました。次に 25 番の「手数料算定方法」、26 番の「納付方法」につきましては、「現在の竹野川環境衛生組合の方法により統一を図る」ことといたしました。27 番の「浄化槽清掃業の許可手数料」は、記載のとおりであります。最後に 30 番の「環境基本条例」についてであります。網野町では、美しいふるさとをつくる条例が、平成 13 年 4 月 1 日に制定施行されておりますが、新市建設計画中間まとめの中の基本理念を活かしまして、基本方針として「自然や歴史など地域資源を守り、活かすまち」の重要施策として位置づけていただきたいとの考えを込めまして、新市におきましては、「この条例の制定経過、目的等を尊重して、行政と住民が一体となって豊かな自然環境を保全する立場から、全市的な条例を制定する。」ということを確認いたしました。

以上それぞれについて、調整結果案のとおり確認いたしました。簡単ではございますが、本日の協議第 7 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせてい

たきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第7号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

それではないようでございますので、「協議第7号 環境事務の取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

はいありがとうございました。それでは、協議第7号については確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第8号 項目番号の「19の20」学校教育の取扱い」について、を議題といたします。所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 木本委員長

「協議8号 学校教育の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年の6月11日の第3回小委員会以降、本年3月11日の第13回まで、合計7回に分けて協議の上、それぞれ確認をされたものであります。住民の方々にとっても、非常に関心の高い項目であり、新市発足と同時に実施すべきものも多いため、いろいろと質問、意見交換等を行い、最終的に調整結果の案のとおり、確認をいたしました。非常に項目が多岐にわたり、細かく分類されておりますので、調整案の要点のみを説明させていただきます。

まず、一覧表の左の番号の1～28番までは、「教育委員会」に関する事項でございます。資料の調整項目の欄に記載されているような、現在教育委員会で行っている各種の事務事業等につきましては、法令等に基づき、「現行のまま新市へ継承する」としております。但し、番号28の「通学路の除雪」につきましては、現在、各町において様々な方法により行われておりますので、通学の際の安全確保と支障をきたさない除雪体制の確保を図るため、「現行のまま、新市に継承し、新市の除雪計画と連携しながら、通学路の除雪を検討する」ということで確認いたしました。

次に、番号の29の「就学奨励補助」につきましては、現在各町さまざまであ

りますので、「一元化に調整の上、新市に継承する。」とし、「6町とも実施している補助制度については、内容と補助率を統一して新市に継承する。その他の補助については、内容を精査の上、一元化を図り、新市に継承する。」ことといたしました。次に番号30の「育英事業」につきましては、6町とも奨学資金が制度化されておりますが、内容にばらつきがあるため、「一元化に調整の上、新市に継承する」こととし、「6町及び近隣の市の制度も参考にし、基金の状況等を考慮しながら、制度を定め、新市に継承すること」と確認をいたしました。

番号31の「教育相談事業」につきましては、スクールカウンセラー、心の教室相談等の事業につきましては、その重要性から、新市において引続き実施する必要があると考え、「現行のまま、新市に継承する」と確認をいたしました。

番号32の「児童生徒健康増進特別事業」につきましては、「現行のまま、新市に継承する」こととし、「各町の健康診断の内容は、ほぼ同一であります。同一でない部分の検診については、児童生徒の健康管理の観点から、学校医、学校歯科医等と相談の上、必要な検診を実施する。」ことといたしております。

番号33の「教育振興事業」につきましては、現在各町の各学校で特色のある様々な事業が展開されておりますので、「現行のまま、新市に継承します。新市において、「学校教育推進の重点」を作成し、実施する」ことといたしました。

番号34の「情報教育」につきましては、現在、各学校には、情報機器の整備は、着実に整備されてきておりますので、「現行のまま、新市に継承する。」こととし、「各学校に情報教育が実施できる基盤整備を行うとともに、指導体制を確立し、子供たちの将来に役立つ情報教育を行う。」ことを確認いたしました。

次に番号35の「英語指導助手事業」につきましては、現在各町で行われておりますが、配置人員等に差があるため、「新市において配置人数等を総合的に精査し、適切な配置を行う」ことといたしました。また番号36の「人権教育」につきましては、現在各町で基本的人権、同和問題等をはじめとする人権教育を実施されておりますが、新市においては、新市の教育委員会で検討し統一した内容で実施する必要があるため、「新市に移行後、調整する」といたしました。

番号39の「スクールバス」、又、番号40の「寄宿舍事業」につきましては、新市においても実施することとし、新市において内容等について、検討、調整をする必要があるため、「新市において、調整する」ということといたしました。

番号43の「PTA協議会」につきましても、当面現行のまま新市に移行しますが、組織体制、補助金等について検討する必要があるため、「新市に移行後調整する」ことといたしました。

最後、番号44の「その他」につきましては「教員住宅」についてですが、現在2つの町で3箇所設置されておりますが、いずれも30年以上前に建設され老朽化しており、2箇所については現在使用していない状況でありますので、「廃止の方向で調整する」ことといたしました。

以上、それぞれについて、調整結果案のとおり、確認をいたしました。簡単な報告でございますけども、協議第8号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 8 号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。どうぞ。

丹後町 瀬川善磨委員

1 点だけ伺いますんですが、37 番でございますが、いわゆる T・T 事業の関係ですが、現在丹後町では数学と英語と聞いておるんですが、内容については新市の教育委員会で調整とあるんですが、他の 5 町では現在どのような科目を TT 事業で行われているのかお聞きしたいんですが。

水野教育部会長

峰山町では、峰山中学校に現在 2 人数学と英語で TT が配置されておりますし、吉原小学校では算数と理科、新山小学校で算数、理科、総合、少人数の加配という形でチームティーチングは行われております。また大宮町では第 1 小学校で算数等の加配を中心に 9 人のチームティーチングが行われております。第 2 小学校では少人数加配ということで 1 人。それから大宮中学校ではこれも少人数加配ということで 6 人の加配が配置され、チームティーチングが行われております。更に網野町につきましては、網野南小学校に 1 名加配がございまして、3 年生、4 年生、5 年生の算数のチームティーチングが行われております。また網野中学校、網野北小学校、橘小学校には少人数指導加配が入りまして、算数、国語、数学、理科、英語等の教科で実施されております。丹後町は飛ばしまして、弥栄町におきましては溝谷小学校に配置されており、算数の事業に 1 名のチームティーチングが行われております。また弥栄中学校でも 1 名の配置がありまして、数学の事業で活用されております。更に久美浜町におきましては、久美浜小学校、久美浜中学校、高龍中学校にそれぞれ少人数加配という位置付けでチームティーチングの教員が配置をされております。以上でございます。

濱岡会長

どうぞ。

久美浜町 清水勇委員

42 の指導主事の配置の問題と関わっているわけですが、この問題は、分庁舎と支所の問題で、教育委員会は、どこに設置されますのか。教育委員会の設置は、どの場所で検討が行われておりますのかという点と、各支所には教育委員会の窓口、俗にいう教育支局といいたいまいしょうか、そういうようなものも置かれながら全庁的な教育情勢を進めていけますのか。

いずれにしても教育行政、教育委員会の設置支所の教育の機能等々について、どこで検討されておりますのか。そしてその内容を教育部会ではどのように検討されておりますのかお尋ねを致します。それからもう 1 点、寄宿舍事業について、でございますが、久美浜町につきましてはスクールバス等々によってこれは廃止の方向で考えているわけですが、他に寄宿舍事業で、今日現在行われているような地域がありますのか。併せてお尋ね致します。

濱岡会長

実は今ご説明した分につきましては、事業関係だけでございまして、中身についてまだ教育委員会と話し合いが、まだ進んでおりませんので、今後の問題でございますので。またいろいろとご意見ありましたら、お聞きして対処していきたいと思っております。

水野教育部会長

寄宿舎問題についてお答えいたしたいと思えます。寄宿舎が現在設置されておりますのは、久美浜町の高龍中学校のみでございまして、他の 5 町には宿舎はございません。

以上でございます。

濱岡会長

教育の問題は教育委員会にある程度お任せせんなんということで、今後においても、十分町長会で交流等もさせていただきたいと思っております。基本の分の提案はいただいておりますので。それを元に今後協議していきます。

他にございませんか。どうぞ。

大宮町 養父秀是委員

ちょっとお尋ね致します。学校の統合整備なんかの問題につきましては、この教育のこの中で討議されるものでございましょうか。学校設置云々については一寸載っておるんですが、統合整備の問題についての検討等は。

水野教育部会長

只今のご質問でございますけれども、前回のこの合併協議会の中で通学区域の問題が俎上に上りまして、小委員会の報告をいただいておりますけれども、その中で学校の配置につきましては、新市発足後に児童や生徒数の動向等も踏まえながら今後において検討すると、適切な配置について検討するという調整案を示していただいております。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第 8 号 学校教育の取扱い」につきまして、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

はいありがとうございました。それでは、協議第 8 号については確認してい

ただきました。

ここで暫時休憩、10分程度お休みをさせていただきます。

<< 休 憩 >>

濱岡会長

それでは再開させていただきます。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第9号 項目番号の「19の21 学校給食の取扱い」について、を議題といたします。所管の住民・福祉・教育小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

住民・福祉・教育小委員会 木本委員長

「協議9号 学校給食の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年の7月11日の第4回小委員会で、協議の上、確認されたものであります。委員の皆さんからは、「米飯給食の状況」や、「給食センター方式のメリット・デメリット等」についての質問が出されましたが、調整結果のとおり確認をいたしました。

まず、番号の1の「学校給食の取扱い」についてであります。現在、1町は、全域を給食センター方式で、実施をしておりますし、その他の5町につきましては、それぞれの学校で、つまり自校方式で実施されております。学校給食につきましては、各学校の給食施設の耐用年数や将来の児童、生徒数の予測等を十分に踏まえ、安全で安心した給食を提供できますよう検討していく必要があります。

従いまして、調整結果につきましては、資料に記載しておりますとおり、「学校給食の形態について、給食センターについては、現行の方式により、実施する。また自校方式の各学校給食については、現行のまま新市に移行し、新市の教育委員会において、施設整備等の更新を視野に入れ、将来の児童、生徒数を考慮してまた関係者の意見を踏まえた中で検討する。」といたしました。現在、各町、各学校、給食センターにより金額に差のある「給食費」については、「現行のまま新市に移行し、新市の教育委員会において、給食費のあり方を検討する」ことといたしました。

次に、番号2の「おいしい米消費拡大補助」につきましては、学校給食の補助は、現在、4町で実施され、2町は実施されておませんが、調整結果といたしましては、「保護者負担の軽減を図るため、補助制度の範囲で新市においても実施する」ことといたしました。

以上、本日の協議第9号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第9号につきまして、御意見があ

りましたら、お願い致します。

濱岡会長
ございませんか。

濱岡会長
ないようでございますので、それでは、「協議第9号 学校給食の取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長
はいありがとうございました。それでは、協議第9号については、確認していただきました。

濱岡会長
次の議題に移ります。協議第10号 項目番号の「19の28 農林水産事業の取扱い」について、を議題といたします。最初に、所管の建設・産業小委員会の田茂井委員長から、報告をお願い致します。

建設・産業小委員会 田茂井委員長

建設・産業小委員会委員長の田茂井でございます。「協議10号 農林水産事業の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年6月6日の第3回小委員会以降、本年3月11日の第13回まで、合計9回にわたり、詳細に説明を受け質問等も活発に行われましたが、それぞれの項目について協議の上、確認されたものであります。非常に項目が多岐にわたっており、又、6町において、この農林水産業は、地域に密着した非常に重要な産業の1つであり意見交換等も活発に行われ、それぞれ慎重に審議を行いました但最终的に、それぞれの調整結果のとおり確認いたしました。項目が多く時間の関係もありますので概要について、説明させていただきます。

まず、分類1の「農業の取扱い」についてですが、左端の番号の1~8までは、農業振興に関する各種の計画であります。これらについては、「新市移行後、速やかに調整する」と確認しました。なお、小委員会としては、「新市における計画作りについては、各地域の特性を踏まえて、これを活かすよう努力されたい」との意見を付け加えました。また、新市以降後においても、国や府の補助事業を有効に活用し、農林水産業の振興や土地改良事業を進めていくこととしております。

番号15と16は、「農業関連利子補給制度」であります。「農業経営基盤強化資金利子助成」につきましては、現在4町が実施しておりますが、その例により、統一し、新市に移行することとし、「天災による被害農業者に対する経営資金利子補給」につきましては、1町のみ実施しておりますので、その例により新市全域に拡大し、移行することと確認いたしました。番号17~20までは、「国

営農地開発事業」であります。国営事業負担金」につきましては、「新市に引き継ぐ」ことといたしました。「入植者対策事業」につきましては、現在、2町のみで実施されておりますので、「合併時に一旦事業を廃止し、京都府の新規就業支援事業を活用し、新市において住宅確保、研修支援等の入植者支援事業を実施する」ことを確認しました。番号21の「生産調整対策」についてであります。現在国において米政策の見直しが行われておりますので、「国の米政策の動向を踏まえ、新たに調整する」ことといたしました。番号22の「農業に係る受益者分担金」であります。現在、算出方法、負担金割合について6町で相違がみられますので、「合併時に一旦廃止し、新市移行後調整する」ことといたしました。なお、「分担金の額については、資料に記載のとおり、「各年度ごとに、事業に要する経費のうち、国及び府の補助金を除いた額の範囲内において、受益者の利益の度合いに応じ、新市において定めることとし、合併後も継続して行う事業については、現行の負担率で新市に引き継ぐこと」を確認いたしました。番号23の「農道」であります。「現行のまま新市に継承する」こととしております。

番号24からは、「林業の取扱い」についてであります。24～31までは、林業関連の各種計画であります。現在各町で作成されているものについては、いずれも、「新市に移行後、速やかに調整する」ことを確認いたしました。但し、26の「由良川地域森林計画」につきましては、「法令等に基づき行っている事業については、内容を確認の上、新市に継承する」ことといたしました。33の「緑の担い手育成事業」につきましては、現在4町で実施されておりますので、「その例により、統一し、新市に移行する」と確認いたしました。34の「林業労働者新共済事業」は、「現行のまま新市に継承する」こととし、35の「造林事業」については、4町で実施されておりますが、事業内容に差異が見られるため、「森林資源の造成、有効活用のため必要な制度であり、新市において、制度の一元化に向けて調整を図り、実施する」ことといたしました。36の「丹後縦貫林道維持管理事業」は、「現行のまま新市に継承する」ことといたしております。番号40～43は、「緑化推進事業」であります。いずれも必要な事業であるため、「現行のまま新市に移行する」こととしております。番号44、45は、「有害鳥獣対策事業」であります。「府の補助事業」については、「新市においても活用して実施していく」こととし、「独自事業」については、「地元のニーズに対応した事業として、制度を存続する必要があり、新市において補助内容等を統一し、実施する」ことといたしました。45につきましては、「林業に係る受益者分担金」であります。これにつきましても、算出方法等に6町で相違がみられますので、「合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する」ことといたしました。分担金の額の考え方につきましては、農業の場合と同様とすることで確認しております。46と47の「林道、作業道」、「分収造林」につきましては、「新市に継承する」ことといたしております。

続きまして、番号48～57につきましては、「水産業の取扱い」についてであります。49の「資源管理、栽培漁業推進事業」につきましては、「水産資源増殖の観点から、新市において、制度を一元化し実施する」ことといたしております。50の「久美浜町海底清掃作業」につきましても、「久美浜湾の水質浄化に必

要な事業であり、新市においても実施することといたしております。補助率は、新市において調整する」ことを確認いたしました。51の「水産業に係る分担金」は、先程の農業や林業の分担金と同様の調整案で、「合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する」ことといたしております。55の「漁港施設使用料」は、漁港を有する3町において、現在相違がありますので、合併時は、京都府に準拠している「丹後町の使用料に統一」することとし、56の「土砂採取料」は2町が同一であり京都府に準拠しておりますので、合併時に2町の例により統一することといたしております。また、57の「占用料」につきましても、同様に、合併時に、京都府に準拠している2町の例により統一することを確認いたしております。最後、番号58の「農林水産関連施設・使用料」であります。これは、峰山町の「天女の里」、林業総合センター、大宮町の「アグリセンター」、網野町の「山村体験交流センター」、丹後町の「農村景観活用交流施設」、久美浜町の「奥山自然たいけん公園」、マリンプラザ、風蘭の館の施設使用料であります。それぞれの施設の設置経過等がありますので、「現行のまま新市に継承する」ことを確認いたしております。

以上、本日の協議第10号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第10号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。どうぞ。

丹後町 下田喜六委員

11番の農業振興事業の中で、新市において農業経営改善支援センターを新たに設置すると調整されているんですが、このセンターの内容はどういうものなのか。そしてこれが設置された場合に、新市における行政の機構との絡みはどのようなことを考えておられるのかちょっとお聞かせ願いたい。

増田農林水産部会長

農林水産部会の増田です。よろしく申し上げます。今ご質問がありましたのは農業経営改善支援センターの件でありますけども、現在農政は、担い手農家を育成するという方向に進んでおりまして、担い手農家の支援、経営支援それから営農支援をしていくものでありまして、国の補助事業であります。すべて国の補助金をいただいてやっております。指導員等を置いておりますけども、その補助内で置いておりますので、今の役場でも、市でもですが、職場内に置くか、別途置くかは別ですが、機構とは何ら関係なく、独立して支援をしていくという制度であります。

丹後町 下田喜六委員

そうしますと、一応新市になりましてから名称が農林課となるのか農業課になるのか分からないですが、その機構の中に付随した1つのセンターで別個のものを設置する、独立したものになるということですか。そうではなくその

農林課なら農林課の中に所属した機関になるということですか。

増田農林水産部会長

役所でいいます支所を建設してそこを設けるとかそういう意味ではなしに、役所の中の間借りをした一室に支援センターというような名称を付けるかどうかということでありまして、農林分野がどういう部の名前になるか分かりませんが、その中に置かれるのが、一番連携がとれて業務がやりやすいかと思えます。この中に総括推進員と言う名前が付いておりますけれど、補助事業で、これは役所の職員ではなしに、支援センターという位置付けで、国庫補助事業で位置付けられた職員ということで、職員の数でいけば役所の数の倍の人になると思えます。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第 10 号 農林水産事業の取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

はいありがとうございました。それでは、協議第 10 号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第 11 号 項目番号の「19 の 29 商工観光事業の取扱い」について、を議題といたします。所管の建設・産業小委員会の委員長から、報告をお願い致します。

建設・産業小委員会 田茂井委員長

それでは「協議 11 号 商工観光事業の取扱い」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。本項目につきましては、昨年 6 月 6 日の第 3 回小委員会以降、本年 3 月 11 日の第 13 回まで、合計 8 回にわたり、詳細に説明を受け、質問等も活発に行われましたが、それぞれの項目について協議の上、確認されたものであります。非常に項目が多岐にわたっており、又、農林水産業と同様に、地域に密着した非常に重要な産業の 1 つであり、意見交換等も活発に行われ、それぞれ慎重に審議を行いましたが、最終的に、それぞれの調整結果のとおり確認いたしました。項目が多く、時間の関係もありますので、概要についてのみ説明させていただきます。

まず、分類「1」の「商工事業の取扱い」についてですが、左端の番号の 1～5 までは、消費者行政に関する項目であります。このうち 1～3 までの事業に

つきましては、法令等に基づき行っている事業であり、それぞれ「内容を確認の上、新市に継承する」としております。4の「消費者啓発活動等」につきましては、各町の広報誌での啓発や、消費者教室の開催による啓発事業であります。各町で行っている事業のうち、6町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮すべきものについては、新市に継承する」といたしております。5の「住民の主体的消費活動の支援」というのは、消費生活学習グループの活動に対する支援であります。現在3町で実施されておりますので、「新市に移行後、速やかに調整する」とこといたしました。

番号6～8までは、「労働行政」に関する項目であります。7の「雇用促進、支援等」につきましては、現在3町で実施されておりますが、内容に相違がありますので、「新市に移行後調整する。その場合、地域の経済状況を判断し、実施する必要があります。事業実績のない制度もあり、景況や事業効果も勘案し、新市全域の制度化を検討する」とこといたしました。又、8の「職業能力向上支援」につきましては、現在2町のみが同様の事業を実施しておりますので、その「2町の例により、新市に継承する。事業効果等も勘案する中で新市全域の制度とする」と確認いたしました。

9～18までは、「商工振興事業」であります。まず、9の「織物業実態調査」であります。現在5町で実施されております。織物業は、丹後地域の主な地場産業であり、現況を調査し分析することは必要な事業であり、「調査内容を調整の上、対象を新市全域に広げ、実施する」とこといたしました。11の「後継者等養成事業」につきましても、現在3町で実施されておりますが、内容に差異がありますので、「新市に移行後調整し、事業実績、事業効果等勘案の上、新たな制度を新市において検討する。」ことを確認いたしました。12の「新商品開発支援事業」、13の「観光商品開発支援事業」、14の「ふるさと産品開発事業」、15の「商工業活性化事業」につきましては、現在それぞれ各町が特色のある事業を実施されてきておりますが、6町同様の事業ではなく、類似した内容を含む事業もあるため、「新市に移行後調整する」とこととし、「事業実績、事業効果等を勘案し、「新商品開発支援事業」に統合する方向で調整する」とことしております。16の「起業支援」、17の「事業転換支援」につきましては、6町の実施内容に差異がありますので、それぞれ、「事業実績、事業効果等も勘案し、新市において事業転換支援も含めた起業支援として制度の一元化を検討する」とこといたしました。

番号19と20は、「企業誘致等」に係る項目であります。19の「企業支援施策」であります。現在6町とも共通して誘致工場等に対する奨励金制度を設けておりますが、指定基準、交付要件、期間等に相違があります。「企業誘致」については、「重要な政策であり支援措置の充実を基本に新市において新たな制度を検討する。ただし、合併前に各町が実施しているものは、現行のまま、各町の制度を引き継ぐ」とことしております。又、20の「工業団地」ですが、現在4町に合計5つの工業団地があり、「現行のまま新市に引き継ぐ」といたしました。

21は、「商工会」であります。現在各町に商工会があり、それぞれ地域に密着した活動を実施されております。小委員会でも取扱いにつきましては、いろいろ

ると御質問、御意見がありました。「新市との一体性を保つために、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする」と確認をいたしました。

22と23は、「商工会の補助金」であります。22の「小規模指導事業」は、各町とも実施されておりますが、差異があります。また、23の「部会補助等」につきましては、3町のみの実施でありますので、「小規模指導事業」の補助金については、「現行制度を尊重しながら、新市において調整する」とし、「部会補助等」については、「小規模指導事業に統合する」といたしました。

24～26は、「金融制度」であります。これにつきましても、小委員会でいろいろ御意見が出ました。24の「融資制度」につきましては、現在4町で制度が設けられておりますが、内容に相違があり金融機関との調整も必要でありますので、「合併時に一旦廃止し、新市に移行後、国、府の制度に係る状況を見極めながら、実効性のある制度の検討を行うこととしております。但し、合併前の各町の制度により決定したのものについては、新市に引き継ぐ」と確認をいたしました。25の「信用保証料補助制度」、26の「利子補給制度」につきましては、各町とも制度を設けていますが、内容に相違がありますので、いずれも「中小企業金融対策として必要な制度であり、新市においては制度の一元化を図り、実施することといたしております。補助率等については、国、府の制度に係る状況を勘案して決定する」と確認いたしました。また、「利子補給制度」について、「合併前の各町の制度により決定したのものについては、終了まで新市に引き継ぐことといたしております。」

27は、「商工関連イベント」であります。現在各町で様々なイベントが行われ、定着しておりますけれども、実施主体に相違が見られます。小委員会でも、商工イベントと観光イベントとの一本化や大規模なイベントなどいろいろと質問、意見がございましたが、「産業の振興と活気あふれるまちづくりのためのイベントとして、各地域に与えている影響、歴史性等を十分考慮し、新市に引き継ぐ」とことといたしております。但し、町が実施主体のイベントについては、住民参加型の実行委員会方式への移行を検討する」といたしました。

28～36までは、「観光事業の取扱い」であります。28の「観光協会」は、現在5町にあります。調整結果といたしましては、商工会と同様に「新市との一体性を保つため、それぞれの町の事情を尊重しながら、調整に努める」とし、29の「観光協会補助金」につきましても、「現行制度を尊重しながら新市において調整する」ということといたしました。31の「観光関連イベント」については、先程の「商工関連イベント」と同様の調整結果を確認いたしております。・32～36は、観光振興事業であります。32の「観光まちづくり推進事業」は、現在2町で実施をされておりますが、補助内容に差異がありますので、「魅力あるまちづくりを推進するため新市においても事業を実施する。補助内容は、新市において調整する。」ということといたしました。33の「観光施設利用拡大推進事業」は、現在、1町のみで実施されているものですが、「新市全域の制度として実施する」とことを確認いたしました。34の「入園料補助事業」は、現在1町のみで実施している事業であり、「廃止する方向で調整する」とことといたしました。35の「温泉補助事業」につきましても、現在1町のみで実施している事業ですが、「新市においても実施することといたしました。補助内容につきましては、

新市において調整する」ことを確認いたしております。36の「入浴回数券事業」は、現在2町のみで実施している事業であります。2町の例により、新市全域の制度として実施する」ことを確認いたしております。なお、小委員会では、6町の共通券等についての質問があり、これについては、事務方で検討されているとのことであります。

最後、37の「商工関連施設・使用料」であります。これは、峰山町の「織物センター」、大宮町の「織物ホール」、小町公園関連施設、網野町の「織物センター」、浅茂川温泉浴場、丹後町の「碓高原観光関連施設」、宇川温泉よし野の里、「てんきてんき村関連施設」、弥栄町の「機業センター」、丹後半島森林公園関連施設、「山の家」、「スイス村スキー場関連施設」、「スイス村高原休養センター」、「スイス村体験交流宿泊施設」、「あしぎぬ温泉」、久美浜町の「かぶとやま虹の家」、「マリゲート」の使用料に関する項目であります。

これらにつきましては、協議第10号の「農業関連施設」の取扱いと同様に、「現行のまま新市に継承する」ことを確認いたしました。

なお、第5回の小委員会で、「人材育成や中小企業の研究開発に係る支援体制等、新しい市の産業活性化を図る施策の充実を検討されたい」という付帯意見を付け加えました。以上、本日の協議第11号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。なお申し添えますが、当小委員会におきまして、農林水産部会、商工観工部会の協議は終了いたしました。部会並びに関係者のみなさまの努力に心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。以上です。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第11号につきまして御意見がありましたら、願を致します。大変多くの項目がございましたので何か、どうぞ。

網野町 奥野重治委員

商工観光事業ということになりますけれど、番号21番の商工会また28番の観光協会、このありようについて、新市の建設計画等にもこういう団体の今後のあり様が随分影響するとか相当関連してくると私は認識しております。そのへんについて、検討を当然されておると思いますので、その状況についてあれば報告をお願いしたいと思います。

給田商工観光部会長

商工観工部会の部会長をしております網野町の給田でございます。まず商工会の御質問でございますけれども、一応法律的にいいますと、商工会というものは商工会法上で設置をされ、都道府県の方から認可をされるという形になっております。端的に申しますと、商工会の合併というものは、商工会法上、市町村の合併に伴って合併が強制されるような商工会法上では法律はございません。従いまして、部会の方で事務局長或いは商工会長さんとも数回協議を致しましたけれども、商工会さんが自主的・主体的に決めていかれることであろうと思っております。それから観光協会の方でございますけれど、観光協会は別に法律どうこうという団体ではございません。任意の団体でございます。そこ

で委員長の方が御報告申し上げましたように、現在 5 町に観光協会があると御報告させていただきましたが、大宮町さんの方で観光協会の設立を御努力いただいております、15 年度には観光協会が組織されるということを聞いております。従いまして 6 町揃った段階で観光協会それぞれ 6 町の会長さんがお集まりいただきまして、一応連絡協議会的、或いは連合的な組織づくりをしていきたいと思っております。

濱岡会長

奥野委員さんよろしいですか。町長会の方にはまだ出てきておりません。他にございませんか。

濱岡会長

それではないようでございますので、「協議第 11 号 商工観光事業の取扱い」については、確認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

はいありがとうございました。それでは、協議第 11 号については、確認していただきました。

濱岡会長

それでは、次の議題に移らせていただきます。「議案第 1 号 平成 15 年度 6 町合併協議会予算について」ということで、当協議会の来年度の予算の審議をお願いするものであります。協議会規約で、協議会に要する経費は、6 町で均等に負担することとされており、来年度の協議会予算の元となります各町の負担金につきましては、各町において議会の議決を全て得た上で提出させていただくべきところでございますが、日程の都合、全ての町議会の議決が終了していませんので、その点について、ご了解をいただきたいと存じます。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局

それでは事務局の方から御説明申し上げます。お手元の、「議案第 1 号」ということで、平成 15 年度歳入歳出予算について、1 頁に、歳入歳出予算ということ、48,002 千円を歳入歳出として計上させて頂きたいということをお願いを申し上げます。2 ページに総括的なことをまとめておりますので、簡単に御説明申し上げます。歳入につきましては、京都府の補助金それから各町均等の負担金それから諸収入と致しまして、預金利子の受け入れ科目の設定。それと本年度から来年度にいたって若干繰越が出ようかと思っておりますので、その受け入れ科目の設定ということ繰越金を設けて、48,002 千円の歳入予算を計上させて頂きました。歳出の方につきましては、協議会だより等を出させて頂きまず広報の関係、それから各種先進事例、それからその他、調査関係で計上いた

します事業費で 2,600 万円あまり。それから事務局としまして合併協議会の開催、小委員会の開催も含めまして、開催経費を 680 万円計上、それと事務局の運営に関わります予算として、1,400 万円あまり。予備費を若干入れさせて頂きます、48,002 千円と同額を計上させていただきます。昨年、14 年度に、6,600 万円の予算を計上させていただきます関係で、約 1,800 万円程、減になった予算で運営をお願いいたしたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。以上でございます。

濱岡会長

はい、只今の説明につきまして御質問がございましたら、お願いいたします。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

それではないようでございますので、「議案第 1 号 平成 15 年度 6 町合併協議会予算について」は、承認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

はいありがとうございます。それでは、議案第 1 号につきましては、承認いただきました。

濱岡会長

続きまして、ここで「議案第 2 号 平成 14 年度 6 町合併協議会補正予算（第 1 号）について」を追加提案させていただきます。資料の配布をお願いします。

< 事務局 資料配布 >

濱岡会長

それでは、事務局から説明をお願い致します。

事務局

それでは御説明申し上げます。事務局から、補正予算について、申し訳ございませんがお願いしたいと思っております。今年度、預金利子がわずか 8 1 円ですが発生し、どうしても受入科目の設定をせざるを得なくなりましたので、補正予算を 1,000 円お世話になりたいと存じますので大変申し訳ございませんが、よろしくお願い申し上げます。それに関わりまして、広報啓発事業等で、協議会だよりの作成に当初予定していた以上のボリュームがありましたので、科目間の更正をさせていただく関係の歳出の組み替えを一部入れさせていただきます。大変申し訳ございませんがよろしくお願い申し上げます。以上です。

濱岡会長

只今の説明につきまして、ご質問がございましたら、お願いいたします。

濱岡会長

それでは、「議案第2号 平成14年度 6町合併協議会補正予算(第1号)について」は、承認していただきますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、議案第2号につきましては、承認していただきました。

濱岡会長

それでは、次の議題に移らせていただきます。(3)その他 につきまして まず、「第8回合併協議会の会議録について」事務局から説明願います。

事務局

長時間ありがとうございます。数点だけ、よろしく願い申し上げます。前回2月の協議会の会議録につきまして、事前にお送りさせていただきました中で、御修正等ございませんでしたので、本日ご承認いただければ即公開をしていきたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

濱岡会長

それでは、「第8回合併協議会の会議録について」は、御確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございます。それでは、確認していただきました。次の項目について、事務局から説明願います。

事務局

それでは、次回の協議会平成15年度の最初の協議会でございますけれども、4月18日の金曜日午後1時30分から丹後町の中央公民館の方でお世話になりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。本日まで各小委員会で協議いただいておりますもので、お出し出来ていないものがまだございますので、それを追加させていただきたいのと、4月に協議いただいたものの中で協議が整ったものがございましたら、それも追加で御提案申し上げたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。以上です。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、次回の第 10 回の協議会の日程等については、よろしく願います。

濱岡会長

本日用意させていただきました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、第 9 回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を終了いたします。長時間にわたりまして、熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

以上で終了